

「自治基本条例」の運用などについて 初めての答申がありました



委員長、副委員長から、市長へ答申を手渡す

川口市自治基本条例とは

平成21年4月から施行された、市民みんなが市政の主人公であることを基本にして、川口市のルールを定めた本市の最高規範です。

- ※答申では、自治基本条例の啓発などについての意見も述べられています。
- ※答申の全文や自治基本条例の条文は、市ホームページ、市政情報コーナーでご覧になれます。市ホームページの右側、「川口市の取り組み」内の「自治基本条例」をクリックしてください。

◆答申に関するみなさんの意見などをお聞かせください。

問い合わせ…総合政策課 ☎048-259-7627 FAX048-257-1008

答申の主な内容について

自治基本条例を見守り育てるため、平成21年12月4日に川口市自治基本条例運用推進委員会を設置し、条例の運用および啓発について諮問（意見を求めること）したところ、昨年11月26日、市長に対して答申（諮問に対して意見を述べること）がありました。

情報をより効果的に伝えられないか検討すること。

（1）情報公開制度

今回は「情報公開制度」、「行政手続制度」、「行政組織制度」の3点について、「自治基本条例」に従った運用が行われているのかを調査・審議しました。

その結果、各制度はおおむね条例の規定に沿っているとの結論を得ました。ただし、次のような改善の余地があると考えられます。

（1）情報公開制度

（関係条文 自治基本条例 第7条 第2項、第12条）

- 窓口を訪れる市民に対して、

（2）行政手続制度

（関係条文 自治基本条例 第21条）

- 行政手続について、川口市に独自のルールが必要か検討するよう努めること。

（3）行政組織制度

（関係条文 自治基本条例 第22条）

- 市民の視点から、行政組織や市役所内部の情報共有について、改善の余地がないか検討するよう努めること。

川口市と鳩ヶ谷市の 合併協議について ②

川口市・鳩ヶ谷市合併協議会では、おおかたの合併協定項目について調整方針が承認されています。その一部をご紹介します。

合併協定項目	調整方針
一般職の職員の身分	鳩ヶ谷市の職員は、すべて川口市の職員として引き継ぐ。
組織と機構	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として川口市の組織・機構に統一する。 ・鳩ヶ谷市に支所機能を置き、取扱業務は合併時までに調整する。鳩ヶ谷市庁舎の活用は、分庁舎機能などを含め調整する。 ・鳩ヶ谷市消防本部・消防署は分署とする。
公共的団体など	<ul style="list-style-type: none"> ・鳩ヶ谷市の土地開発公社、シルバー人材センター、社会福祉協議会は、合併時に川口市のそれぞれの団体に統合する。 ・両市に共通する団体は、特別の事業がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら統合するよう調整に努める。 ・そのほかの団体は、原則として現行のとおりとする。
補助金・交付金など	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金・交付金などは、原則として川口市の制度に統一する。鳩ヶ谷市だけの団体などへの補助金・交付金などは、実情などを考慮し調整する。

合併協定項目の詳しい内容が載っている資料や会議録は、協議会のホームページ、市役所1階の市政情報コーナー、川口駅前行政センター、各支所、各図書館、各公民館でご覧になれます。

問い合わせ…総合政策課 ☎048-259-7627 FAX048-257-1008

川口市・鳩ヶ谷市合併協議会 ☎048-227-7515 FAX048-224-3866 ホームページアドレス <http://www.kh-gappei.com>